児童養護施設等入所児(者)処遇向上援護費

事業名	接護施設等入所児(者)処遇向上援護費 東 ** 中 第	4 # N	甘 湖 如
尹禾石	事 業 内 容 身体障がい児、知的障がい児、被虐	対象施設 ・乳児院	基 準 額 1 児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援
被虐待児童等処遇向上事業	特児・非行等の児童、及び母子生活支 機能設に措置され入所している同様の 関題を抱えた母子に対するの遇向上を 図る。 (ただし、酸整員雇用配置の対象となる 児等受入側整員雇用配置の対象となる 児電・母親を除る 児童・母親を除る 児童・母親を解るの(1)①に基本等体制通づ 米なお、職員雇用人件費に本事業を利強 用する場合は、児童養護施設・体制が 用する場合は、児童養護施設・はのによる雇用とする とませ、では、アラミリーホームは除 くり	・児童産・児童産・児童養・児童養・児童養・児童養・児童養・生活機・原生・農・児童子里組を前提とす。 一番 大田 子子 単独 大き 一番 大田 子子 単本 一番	施設 10月1日現在において措置されている20歳未満の入所 児(者) (母子生活支援施設については保護者を含む) のうち別に定める児童等を対象とする。
	(1) 国家資格等の有資格者によるケアの実施 心理的な援助が必要な措置されている20歳未満の入所児(者)に対し、心理療法、理学療法、作業療法、言語療法等のケアを実施することで、入所児(者)に対する支援の充実を図る。	・乳児院 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・母子生活支援施設	国家資格 (言語聴覚士・作業療法士・理学療法士等)を有する者及び臨床心理士等心理療法を行える職員によるケアの実施 ()1時間あたり 2,500円 当事業の支給上限非常勤雇用の場合 ()年額 750,000円通院等の場合 ()年額 330,000円
専門的援助強化事業	(2) 医療機関連携職員雇用配置施設において医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整等を児童等の変を児童等の変を保険分野等の知識を活用し医療機関・事務ので変勢の重終を関係が必要な児童等の受診の付添を実施する。 (乳児院等多機能化推進事業における医療機関等連携強化事業) ※本事業において児童和数対応等を褒集業に対応・健康管理や健康相談対応等を護力を指し、反応を関係を表し、という。)を対応・健康管理や健師・看護師・准看を前に、「看護職員」という。)を配置すること。	・乳児院 ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童ロ本語 ・児童とは ・母子生活支援施設	医療機関連絡調整員(常勤職員、常勤的非常勤職員、又は非常勤職員(月65時間以上勤務))を雇用し配置する施設 1施設あたり(上限)(1)看護職員以外配置の場合(常勤職員、又は常勤的非常勤職員) 1,929,000円 (2)看護職員を配置し、当該看護職員が直接支援も実施する場合(常勤職員、又は常勤的非常勤職員) 4月1日時点における医療的ケアが必要な児童の数・5人以下 2,261,000円・10人以上 6,657,000円・10人以上 6,657,000円・10人以上 6,657,000円 (3)看護職員を配置し、当該看護職員が直接支援も実施する場合(非常勤職員) 2,261,000円 ただし、(1)~(3)のいずれかとする。
	(3)障害児等受入調整員雇用配置施設において障がい等を有する児童の受入及び支援体制の強化を図るため、障害児等受入調整員を配置し、障がい等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を実施する。 (乳児院等多機能化推進事業における障害児等受入体制等強化事業)	乳児院 児童養護施設 児童貴立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設	障害児等受入調整員を雇用し配置する施設 1 施設あたり (上限) 障害児等受入調整員を配置した月の1日時点における 障がい等を有する児童の数 ・5人以下 2,257,000円 ・6〜9人 5,539,000円 ・10人以上 6,336,000円
体制強化事業 児童養護施設等	施設における夜勤業務、こども間の 暴力・性暴力への対応及び障がい等を 抱えたこども並びに外国籍のこども等 ケアニーズの高いこどもへの支援等へ 対応するための補助者等を雇い上げ、 直接処遇職員の業務負担軽減を図る。 (児童養護施設等体制強化事業におけ る夜間業務等の業務負担軽減)	・乳児院 ・児童養護施設 ・地域小規模児童養護 施設 ・児童心理治療施設 ・母子生活支援施設	補助者等を雇用し配置する施設